第5部　平 均 給 与 額 の 算 定

第１　平均給与額とは

平均給与額は、１日分の給与の平均額を意味し、療養補償及び介護補償を除くすべての補償について、これを基礎として、一定の割合又は日数を乗じて補償額を算出するものです。

平均給与額を算出するに当たっては、補償の公正からも誤りなく正確に計算する必要があります。

第２　平均給与額の算定の基礎となる給与の種類

給料（給料の調整額及び教職調整額を含む。）、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、へき地手当、農林漁業普及指導手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、寒冷地手当及び地方公営企業職員に支給される手当（寒冷地手当に相当するもの以外の３月を超える期間ごとに支給されるもの及び臨時に支給されるものを除く。）

なお、平成13年４月１日から平成14年11月30日までの間は、特例一時金をこれらの給与に含むこととされています。

第３　平均給与額の算定方法

平均給与額は、原則として被災職員の平常時における給与、すなわち被災しなければ得られるであろう給与の額を算定の基礎として求められるものとされており、原則として被災前の給与の額をその算定の基礎としています。

しかし、採用の日に災害を受け、現実に支払われる給与がない場合や、災害発生の日以前に長期にわたり病気欠勤の期間があり、たとえ給与が支払われていても、平常時における給与として正当に評価できない場合など、算定に当たり諸々の問題が考えられます。

そこで、現在、法、規則においては、**一般的な場合の算定方法として、**

１　原則計算（法第２条第４項本文）

２　最低保障計算（法第２条第４項ただし書）

３　控除計算（法第２条第６項）

特殊な場合の算定方法として、

４　過去３月間に支払われた給与がない場合等の計算（規則第３条第１項）

５　採用の日に災害を受けた場合の計算（規則第３条第２項）

補償を行うべき事由の生じた日における算定方法等として、

６　比較計算（規則第３条第３項）

７　スライド率による計算（規則第３条第４項）

の７種類の算定方法が定められていますが、平均給与額は、上記のいずれか一つの方法によればよいというわけではなく、個々の事例に応じ二つ以上の方法により決定されることが通例であり、その算定方法の組合せを図示すれば、下表のとおりとなります。

なお、上記の計算方法によっても、なお公平を欠く場合等には、年金たる補償以外の補償については規則第３条第７項により、年金たる補償及び休業補償については法第２条第11項（休業補償は第13項）により、その他の計算方法で算定することになります。

また、算定された平均給与額に一円未満の端数を生じた場合には、これを一円に切り上げることとされています。

平均給与額の算定方法の組み合せ

適用条項等＼ケース	A 通常の場合	B 給与が支払われている場合又は一部が日額等で支払われている場合	C 過去3月間に勤務しなかった日が含まれている場合	D B及びCが競合する場合	E 過去3月間が無給である場合	F 過去3月間全日数にわたり勤務しなかった場合	G 採用の日の属する月に災害を受けた場合等	H B及びGが競合する場合	I 採用の日に災害を受けた場合	J 災害発生日の属する年度の翌々年度以降に補償事由が生じた場合
1 原則計算（法第２条第４項本文）	○	○	○	○		○				○
2 最低保障計算（法第２条第４項ただし書）		○		○				○		
3 控除計算（法第２条第６項）			○	○			○	○		
4 過去３月間に支払われた給与がない場合等の計算（規則第３条第１項）					○	○	○	○		
5 採用の日に災害を受けた場合の計算（規則第３条第２項）									○	
6 比較計算（規則第３条第３項）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7 スライド率による計算（規則第３条第４項）										○
8 最低保障額（年金以外）（規則第３条第７項） 最低・最高限度額（年金及び休業補償）（法第２条第11項又は第13項）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

４　平均給与算定書の具体的記載例

〈平成15年７月10日に被災し、平成17年12月18日に死亡した場合の例〉

平　均　給　与　額　算　定　書

２号紙

被災職員の氏名及び生年月日	基金太郎　昭和44年　3月　1日生	補償の種類	遺族年金補償

１　平均給与額算定内訳

災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去３月間の給与

給与期間		年月日から年月日まで	年月日から年月日まで	年月日から年月日まで	計	備考
総日数		30日	31日	30日	91日	病気休暇 6月9日 (午前4時間) 6月16日 (午前4時間) なお、上記の日に時間外勤務手当4,344円が支払われた。
勤務した日数		22日	21日	22日	65日	
控除日数		0日	0日	2日	2日	
給与	給料	278,100円	278,100円	278,100円	834,300円	
	扶養手当	25,500円	25,500円	25,500円	76,500円	
	地域(調整)手当	9,108円	9,108円	9,108円	27,324円	
	住居手当	25,500円	25,500円	25,500円	76,500円	
	通勤手当	25,350円	25,350円	25,350円	76,050円	
	時間外勤務手当	54,300円	49,956円	56,472円	160,728円	
	宿日直手当	円	円	円	円	
		円	円	円	円	
		円	円	円	円	
		円	円	円	円	
	計	417,858円	413,514円	420,030円	1,251,402円	

(A)　法第２条第４項本文による金額

（給与総額）　（総日数）

1,251,402円÷　91　＝　13,751　円67銭　(イ)

寒冷地手当

（寒冷地手当に関する条例（当該条例により委任された規則その他の規程を含む。）に定める基準日から災害発生の日までの間に支給された寒冷地手当の額）

17,800円×5÷365＝　243　円83銭　(ロ)

(イ)　＋　(ロ)　＝　　円　　銭

(B)　法第２条第４項ただし書による金額

（日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額）　（勤務した日数）

160,728円÷　65　×$\frac{60}{100}$＝　1,483円　64　銭　(ハ)

（その他の給与の総額）　（総日数）

1,090,674円÷　91　＝　11,985円　64　銭　(ニ)

(ロ)　＋　(ハ)　＋　(ニ)　＝　13,712円　89　銭

(C)　法第２条第６項による金額（同条第４項本文計算）

（寒冷地手当の額）　（控除日の属する月の給与の月額）　（その月の総日数）　（控除日数）(減額された給与の額)

（$\frac{17,800\times5}{365}$＋　363,558　÷　30　）×2　－　＝24,724円87銭(ホ)

（控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額）　4,344円00　銭　(ヘ)

(ホ)　＋　(ヘ)　＝　29,068円　87　銭　(ト)

（寒冷地手当の額）　（総日数）　（給与総額）　(ト)

$$\frac{\left(\frac{17,800\times5}{365}\times91\right)+1,251,402-29,068\text{円}\ 78\ \text{銭}}{\text{（総日数）}\ \text{日}-\text{（控除日数）}\ \text{日}}=13,983\text{円}\ 39\ \text{銭}$$

(C')　法第２条第６条による金額（同条第４項ただし書計算）

（日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額（控除日に支払われたものを除く））　（勤務した日数（控除日を除く））

156,384円÷　63　×$\frac{60}{100}$＝　1,489円　37銭　(チ)

（寒冷地手当の額）　（総日数）　（その他の給与の総額）　(ホ)

$$\frac{\left(\frac{17,800\times5}{365}\times91\right)+1,090,674-24,724\text{円}\ 87\ \text{銭}}{\text{（総日数）}\ 91\ \text{日}-\text{（控除日数）}\ 2\ \text{日}}=12,226\text{円}\ 27\ \text{銭}\quad(リ)$$

(チ)　＋　(リ)　＝　13,715円　64　銭

〔注意事項〕別紙参照。

(D) 規則第３条第１項による金額
（給与総額）　　（総日数）
円÷　　＝　　円　　銭

①災害発生の日（平成　年　月　日）における基本的給与の月額		②補償事由発生日（平成　年　月　日）における基本的給与の月額	
行政（－）職給料表 4 級 6 号給		行政（－）職給料表 4 級 9 号給	
給料	278,100 円	給料	293,100 円
扶養手当	25,500 円	扶養手当	25,500 円
地域(調整)手当	9,108 円	地域(調整)手当	9,558 円
特地勤務手当又は へき地勤務手当	円	特地勤務手当又は へき地勤務手当	円
計	312,708 円	計	328,158 円

(E) 規則第３条第２項による金額
（基本的給与の月額①）
円÷30＝　　円　　銭

(F) 規則第３条第３項による金額
（基本的給与の月額②）
328,158 円÷30＝　10,938 円　60 銭

(G) 規則第３条第４項による金額

災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額
（基本的給与の月額①）
312,708 円÷30＝　10,423 円　60 銭(ヌ)

(ヌ)及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額
13,955 円　50 銭(ル)

(ル)　　（総務大臣が定める率）
13,955 円　50 銭×　1.00　＝　13,955 円　50 銭

規則第３条第６項による金額

(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額
補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額
（基本的給与の月額②）
円÷30＝　　円　　銭

(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額

災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額
（基本的給与の月額①）
円÷30＝　　円　　銭(ヲ)

(ヲ)及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額
円　　銭(ワ)

(ワ)　　（総務大臣が定める率）
円　　銭×　　＝　　円　　銭

(J)(H)(I)以外の金額
円　　銭

(K) 規則第３条第７項による金額
円

(L) 法第２条第11項又は第13項による金額
法第２条第11項又は第13項の基準日における年齢　36 歳

最高限度額	最低限度額	昭和61年改正法附則第５条の規定による経過措置の適用
19,553 円	7,193 円	□有　☑無

２　平均給与額　13,956 円（（A））による金額

＊　平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。

平成　年　月　日

所属部局の
所在地
名称
長の職・氏名　印

〈平均給与額算定書の記入上の留意事項〉

１　給与支払状況の欄の記入について

（１）「給与期間」の欄は、原則として、過去３月間（規則第３条第１項の場合はそれぞれ相当する期間）について各暦月ごとに記入する。（規則第３条第２項の場合は全部空白となる。）

（２）「勤務した日数」の欄は、現実に勤務した日のほか、有給休暇等の日を含めた日数を記入する。

（３）「控除日数」の欄は、１日の全部又は一部について法第２条第６項各号並びに「地方公務員災害補償法施行規則第３条第６項の規定に基づく平均給与額の計算の特例について」（平３.４.１地基企第17号）（以下「平均給与額特例通知」という。）の記の第３及び第４に定める事由により勤務しなかった日（「控除日」という。以下同じ。）について、その日数を記入する。

（４）「給与」の欄は、職員に支払われた給与のうち、平均給与額の算定の基礎となる給与の額を各月ごとに記入する。なお、時間外勤務手当のように、勤務した翌月に支払われる給与については、勤務した月に直して記入する。

　この欄には、法第２条第５項及び規則第２条に規定されている平均給与額の算定の基礎となる給与（寒冷地手当を除く。）のうち代表的なものを掲げてあるが、給与の種類は各地方公共団体又は職種によって多様であり、ここにすべての給与の種類を掲げることは困難であることから余白欄を設けているので、不動文字で表示されていない種類の給与については、この余白欄にその給与の種類を記入する。

（５）「備考」の欄は、「給与期間」の中に、例えば控除日があるような場合には、その理由とその期間とを記入し、この３月間に採用された場合、規則第３条第１項各号に掲げる場合、規則第３条第２項の場合等のように、この３月間の給与支払い状況の欄が一部又は全部空白となる場合には、その理由、採用の日等平均給与額の算定の基礎となる日を明示する。

２　平均給与額算定の計算欄の記入について

（１）この欄は、補償の請求に係る平均給与額の計算が法第２条及び規則第３条のどの条項を用いて行われる場合でも、本欄の（Ａ）から（Ｌ）までのいずれかの欄を用いて計算できるように構成されている。

（2）（A）欄は、法第２条第４項本文の規定による原則計算を行う欄であり、（イ）欄及び（ロ）欄の二つに区分されている。このうち、（ロ）欄は、寒冷地手当が支給されている場合に、その算定方法が特殊なため、これに備えて設けられたものである。

すなわち寒冷地手当は、災害発生の日において、その支給地域に在勤し、かつ、災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去一年間にその手当の支給を受けたときに限り、平均給与額の中に含めることとされているので（規則第２条第２項）、この場合には、（ロ）欄を用いて、災害発生の日の属する月の前月の末日以前における最も近い寒冷地手当の支給日に支給を受けた寒冷地手当の額に５を乗じて得た額を365で除して得た額を算定し、これを（イ）欄で寒冷地手当を除いて計算して得られた額に加えた額が平均給与額となる。

（3）（B）欄は、法第２条第４項ただし書の規定による最低保障計算を行う欄である。

すなわち、給与の全部又は一部が、日、時間又は出来高払制によって定められている場合に用いることとなるが、一般的に、算定の基礎となる給与に時間外勤務手当、特殊勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当等が含まれている場合等に用いられることになる。

（4）（C）欄及び（C’）欄は、控除計算を行う欄であるが、算定の基礎となる給与に寒冷地手当が含まれる場合にのみ、（A）欄に記入した寒冷地手当の額（（ロ）の金額ではないことに注意すること。）を用いて計算することとなるので、それ以外の場合の計算に当たっては十分留意する必要がある。

（5）（D）欄は、採用の日の属する月に災害を受けた場合等の計算を行う欄であるが、欄中に明示された算式はその代表的なものである（規則第３条第１項による計算は（B）欄、（C）欄及び（C’）欄の計算方法が準用される。）ので、必要な場合は、別途計算過程を明らかにすべきものである。

（6）①欄は、災害発生の日における基本的給与の月額を記入する欄である。

すなわち、災害発生の日における給料、扶養手当、地域手当及び特地勤務手当又はへき地勤務手当の月額を記入する。なお、地域手当については、給料及び扶養手当の月額に対するものが対象となるものであり、管理職手当の

月額に対するものは含まれないので留意する必要がある。

（7）②欄は、補償事由発生日における基本的給与の月額を記入する欄であり、記入については、①欄と同様である。

（8）（Ｅ）欄は、採用の日に災害を受けた場合の計算を行う欄である。「（基本的給与の月額①）」には、①欄に記入した金額を転記して計算する。

（9）（Ｆ）欄は、補償事由発生日を採用の日とみなして計算を行う欄である。「（基本的給与の月額②）」には、②欄に記入した金額を転記して計算する。

(10) （Ｇ）欄は、災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に補償を行うべき事由が生じた場合の計算を行う欄である。

「（基本的給与の月額①）」には、①欄に記入した金額を転記して計算することとなるが、災害発生の日が昭和60年４月１日前であるときは、同日における基本的給与の月額を記入する。

「（総務大臣が定める率）」には、災害発生の日の属する期間の区分に応じる規則第３条第４項の規定により総務大臣が定める率を記入する。

(11) （Ｈ）欄は、被災職員が離職した後に補償を行うべき事由が生じた場合の計算を行う欄である。「（基本的給与の月額②）」には、②欄に記入した金額を転記して計算することとなるが、②欄の記入に当たっては、離職時に占めていた職に引き続き在職していたものとし、離職後においては昇給を行わず、かつ、扶養親族の異動はなかったものとしたときに補償事由発生日において受けることとなる給与の月額を記入する。

(12) （Ｉ）欄は、離職者について災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に補償を行うべき事由が生じた場合の計算を行う欄である。「（基本的給与の月額①）」及び「（総務大臣が定める率）」については、（Ｇ）欄と同様である。

(13) （Ｊ）欄は、（Ｈ）欄及び（Ｉ）欄の金額以外の規則第３条第６項による金額を記入する（この（Ｊ）欄は、平均給与額特例通知の記に掲げられた計算方法による場合以外の極めて特殊な場合に使用する。）。

(14) （Ｋ）欄は、いわゆる年金たる補償以外の補償を請求する場合に、平均給与額の最低保障額を記入する。

(15) （Ｌ）欄は、年金たる補償又は休業補償（療養の開始後１年６月を経過

した後に補償を行うべき事由が生じたものに限る。(16)において同じ。）を請求する場合に、法第２条第11項又は第13項に規定する基準日における年齢等、平均給与額の決定に必要な事項を記入する。

(16)「２　平均給与額」の欄は、（Ａ）欄から（Ｋ）欄までの金額のうち、最も高い金額（当該金額に１円未満の端数がある場合は、これを１円に切り上げた金額）を記入する。ただし、年金たる補償又は休業補償を請求する場合にあっては、当該金額が最低限度額に満たないときは当該最低限度額、当該金額が最高限度額を超えるときは当該最高限度額（年金たる補償に係る平均給与額について、現給保障が行われる場合を除く。）を記入する。

(17) 給与が日額で定められている令第１条職員に係る①欄及び②欄の「給料」には、給与日額に25（地方自治法第４条の２の規定により、土曜日を休日としている地方公共団体にあっては21、第２土曜日及び第４土曜日を休日にしている地方公共団体にあっては23）を乗じて得た額を記入する。